

飯塚市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、飯塚市教育長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査規程第23条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年1月10日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊
飯塚市監査委員 城丸 秀 高

記

- 1 措置を講じた部署 文化課
- 2 監査報告に対する措置状況の内容 別紙のとおり

指定管理者監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

飯塚市文化会館 【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 前金払の報告について</p> <p>飯塚市会計規則第59条第1項によれば、「所属長は、前金払を受けた者が、その債務の履行をしたときは、その結果を市長及び会計管理者に報告しなければならない」と規定している。文化会館の指定管理料については、年度協定書第3条により、年間4回に分け、前金払いにより支払っているが、所管課は履行後の報告を行っていなかった。</p> <p>今後は、同規則を遵守し、適正な事務を行うこと。</p>	<p>ご指摘のとおり、指定管理料の支払いについては、前金払いにより年4回4月・7月・10月・1月に支払いをしております。30年度につきましては、履行後の報告を行っていませんでした。今後は飯塚市会計規則第59条第1項に遵守し適切な事務を行ってまいります。</p>